

京都市未来こどもプラン



子どもに笑顔 みんなではぐくみ
子育て“きょうかん”都市・京都

京 都 市

京都市未来こどもプランの 策定に当たって



京都市長 門川 大作

子どもは社会の大切な宝です。そして子育ては、人生の大きなドラマです。私自身、4人の子どもを育てましたが、子どもに教えられたこと、子どもから学んだことがいっぱいありました。辛いことがあっても、無邪気な子どもの笑顔につられて私も笑顔になり、救われた気持ちになったことなどを懐かしく思い出します。

すべての子どもを笑顔にする。あらゆる京都の力を結集して子育てを支援し、子育ての喜びを実感できる社会にする。そんな私の信念と決意を込めて、この度、「京都市未来こどもプラン」を策定致しました。

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）、大人が変わらなければ子どもも変わらない。社会全体で子どもを育む市民共通の行動規範をつくろうと、多くの市民の皆様の心が一つになり、「子どもを共に育む京都市民憲章」が誕生しました。京都の誇りであります。そして、この憲章の理念に共感する行動の輪が、着実に広がっていることを心強く感じています。

このプランをもとに、これからも市民の皆様をはじめ、地域団体、事業者、N P O、ボランティアなど、すべての皆様と力を合わせて、「社会の宝」である子どもたちを大切に育んでまいります。皆様の温かい御支援を、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり御尽力いただきました「京都子どもネットワーク連絡会議」の皆様はじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成22年3月

目 次

第Ⅰ部

計画の趣旨 1

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	7
4 計画の対象	7
5 計画の基本理念と基本方針	8
6 前プラン（新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」）の概要と取組状況	10
7 アンケート調査	12

第Ⅱ部

子どもと家庭を取り巻く状況 13

1 少子化の動向	14
2 世帯の状況	20
3 保護者の就労状況	22
4 子育ての現状と意識	25

第Ⅲ部

計画の内容 33

第1章 市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章の推進	34
(2) 子育て支援ネットワークの充実	37

第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進	40
(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉	44
(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	49

第3章 次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり	54
(2) 子どもの生活環境の整備	66
(3) 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり	70
(4) 子育て家庭への経済的な支援	72
(5) 安心して子育てできる保育サービスの充実 (保育計画)	76
(6) ひとり親家庭の自立促進 (ひとり親家庭自立促進計画)	96

第4章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

((1) ~ (5) 母子保健計画)

(1) 思春期のこころとからだの健康づくり	108
(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり	111
(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援	116
(4) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実	121
(5) 望ましい食生活を営む力をはぐくむための環境づくり	125

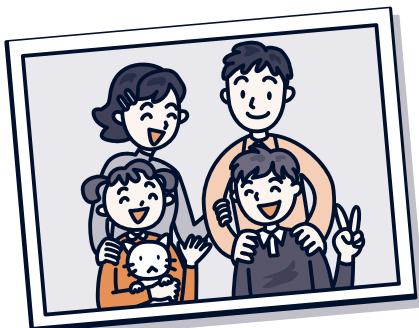
第5章 次代を担う子どもたちが心豊かに生きる力をはぐくむことができるまちづくり

(1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成による 生きる力をはぐくむ教育環境づくり	132
(2) 子どもの健全育成のための環境づくり、放課後の子どもたちの居場所づくり	149
(3) 青少年の自主性と創造力をはぐくむまちづくり	154
【数値目標設定事業】	156
【子どもと家庭を取り巻く状況と「京都市未来こどもプラン」の構成】	157
【「前プラン」と「京都市未来こどもプラン」の施策構成の比較】	158

第IV部

計画の推進体制等

1 計画の推進体制	159
2 計画の策定経過	160
<用語説明>	164





子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成 19 年 2 月 5 日（^{1 9 2 5} 育児ニコニコ笑顔の日）制定

同年 3 月 13 日京都市会が「子どもを共に育む京都市民憲章」を積極的に推進する決議

第 I 部

計画の趣旨

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	7
4 計画の対象	7
5 計画の基本理念と基本方針	8
6 前プラン（新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」）の概要と取組状況	10
7 アンケート調査	12



1 計画策定の背景

京都市では、国における2003（平成15）年の次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の制定を受け、総合的な子育て支援を一層推進するため、次世代法が定める市町村行動計画（前期計画）に位置付ける計画として、2005（平成17）年1月に、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（以下、「前プラン」という。）を策定しました。

このプランに基づき、社会の宝である子どもたちを社会全体で守りはぐくむまちを構築するため、様々な取組を推進してきました。

この5年間で子どもたちを取り巻く環境はどのように変わってきたのでしょうか。

第Ⅱ部で詳しく記載していますが、少子高齢化の進行や核家族化が一層進み、世帯構造の変化、地域の協力・共同関係の希薄化などに伴う家庭や地域の養育能力の低下が懸念される状況が続いている。また、2008（平成20）年12月に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）では、特に母親において、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている方が多くみられます。依然として父親の子育てへの参加には様々な課題があり、子育ての負担はその大部分を母親が担っていることがその背景にあると言えます。さらに、子育ての悩みや不安を「配偶者やパートナー」に相談されている方が5年前と比べて大きく減少していることなどから、身近な人に気軽に相談しづらい子育て環境に置かれている方が増えていると考えられます。

また、この5年間で、児童虐待についての相談・通告件数、認定件数共に大幅に増えています。子どもの命にかかわる重大な人権侵害である児童虐待に対して、社会全体の意識が高まったと言える反面、子育てに対する不安や負担感などが大きく影響しているとも考えられます。

このように子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。しかし、その一方で、京都市では、民間団体の熱心な活動を契機として、2007（平成19）年2月5日、子どもたちの健やかな育ちのために大人としてどう行動すべきかの規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定したほか、地域における子育て支援の担い手として、子育てサロンや子育てサークルなどの活動も盛んになるなど、京都のまちが昔から持っていた地域社会全体で子どもを見守る底力を垣間見ることのできる取組が進んでいます。

また、これまでの取組により、前プランに掲げた施策や数値目標については、概ね達成の目途が立ち、ソフトとハードの整備の両面で前進しました。

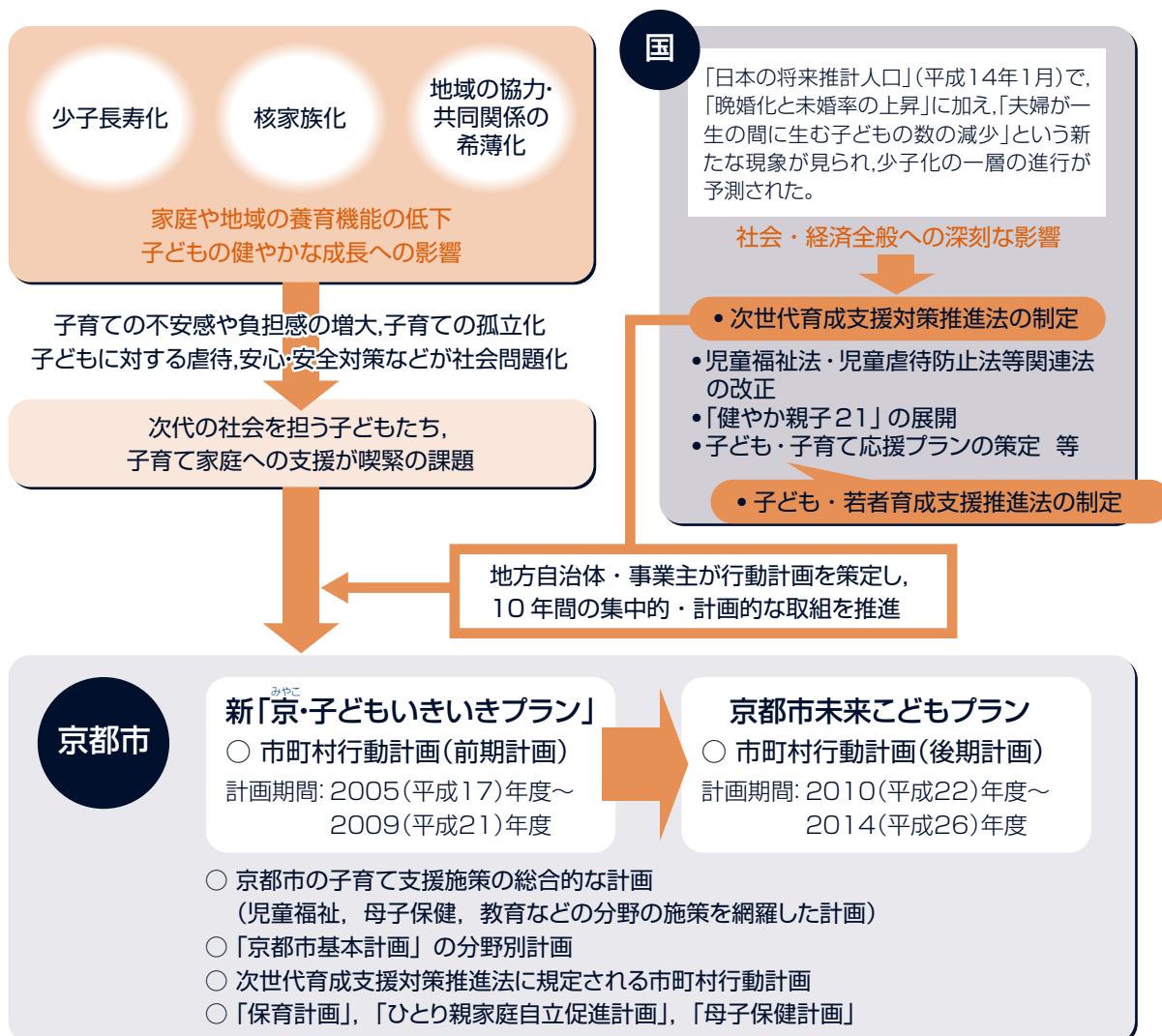
今後とも、働き方の見直しや男性の子育てへの参加など社会全体の意識を高めるとともに、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの提供や放課後の子どもたちの居場所づくりを進めしていくことは、仕事と子育ての両立支援のうえでも重要な課題です。

一方で、大多数の子どもたちが、最も長い時間を過ごすのは、やはりそれぞれの家庭です。特に乳幼児期にあっては、在宅での子育てが中心であり、また、虐待認定を受けた子どもたちのほとんどが在宅でのケアとなっていることなどから、在宅で子育てをされている方に充実した支援を提供していくことが、これまで以上に大きな課題となってきています。

こうした課題に対応していくためには、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づき、地域の子育て力を生かしたネットワークの広がりにより、地域で子育てを支え合う子育て支援の風土づくりを一層進めることが求められます。

この計画は、前プランの後継プランとして次世代法の市町村行動計画（後期計画）に位置付けるプランとなるものです。今後5年間、この計画に基づき、子どもたちの笑顔のためにみんなで子育てを支え合えるまちづくりを進めます。

なお、この計画は、2009（平成21）年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえた切れ目のない支援を推進することとしています。



■これまでの主な次世代育成支援対策等

策定等年月	国	京都市
1994(平成 6)年 12月 1997(平成 9)年 1月	エンゼルプラン	京(みやこ)・子どもいきいきプラン (1997(平成9)～2006(平成18)年度)
1999(平成 11)年 12月 1999(平成 11)年 12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン (2000(平成12)～2004(平成16)年度)	
2001(平成 13)年 1月		京都市基本計画 (2001(平成13)年～2010(平成22)年)
2002(平成 14)年 1月 2002(平成 14)年 9月	日本の将来推計人口の発表 少子化対策プラスワン	
2003(平成 15)年 3月 2003(平成 15)年 4月	次世代育成支援に関する当面の取組方針	京(みやこ)・子どもいきいきプラン・ プラスワン事業の開始
2003(平成 15)年 7月 2003(平成 15)年 9月	次世代育成支援対策推進法 少子化社会対策基本法	
2004(平成 16)年 6月 2004(平成 16)年 12月	少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン (2005(平成17)～2009(平成21)年度)	
2005(平成 17)年 1月		新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」 (2005(平成17)～2009(平成21)年度)
2006(平成 18)年 6月 2006(平成 18)年 12月	新しい少子化対策について 日本の将来推計人口の発表	
2007(平成 19)年 2月 2007(平成 19)年 12月		子どもを共に育む京都市民憲章
2008(平成 20)年 2月 2008(平成 20)年 11月	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)憲章及び行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 新待機児童ゼロ作戦 児童福祉法等の一部改正	
2010(平成 22)年 1月	子ども・子育てビジョン(少子化社会対策大綱) (2010(平成22)～2014(平成26)年度)	
2010(平成 22)年 3月 2010(平成22)年中		京都市未来こどもプラン (2010(平成22)～2014(平成26)年度) 次期京都市基本計画 (2011(平成23)～2020(平成32)年度)

2 計画の位置付け

この計画は、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（2005（平成17）年1月策定）の後継プランにあたり、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代法第8条に規定される市町村行動計画（後期計画）に位置付けるものです。

また、安らぎのある暮らしと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」（1999（平成11）年12月策定）を具体化するための「京都市基本計画」の分野別計画として策定します。

なお、この計画は、以下3つの計画を一体として盛り込んでいます。

「保育計画」：

児童福祉法第56条の8に規定される、前年度当初で50人以上の待機児童がある場合に策定が必要になる保育と子育て支援事業の供給体制確保に関する計画

「ひとり親家庭自立促進計画」：

母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭および寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（2003（平成15）年3月19日）」に則し、今後におけるひとり親家庭に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等について盛り込んだ計画

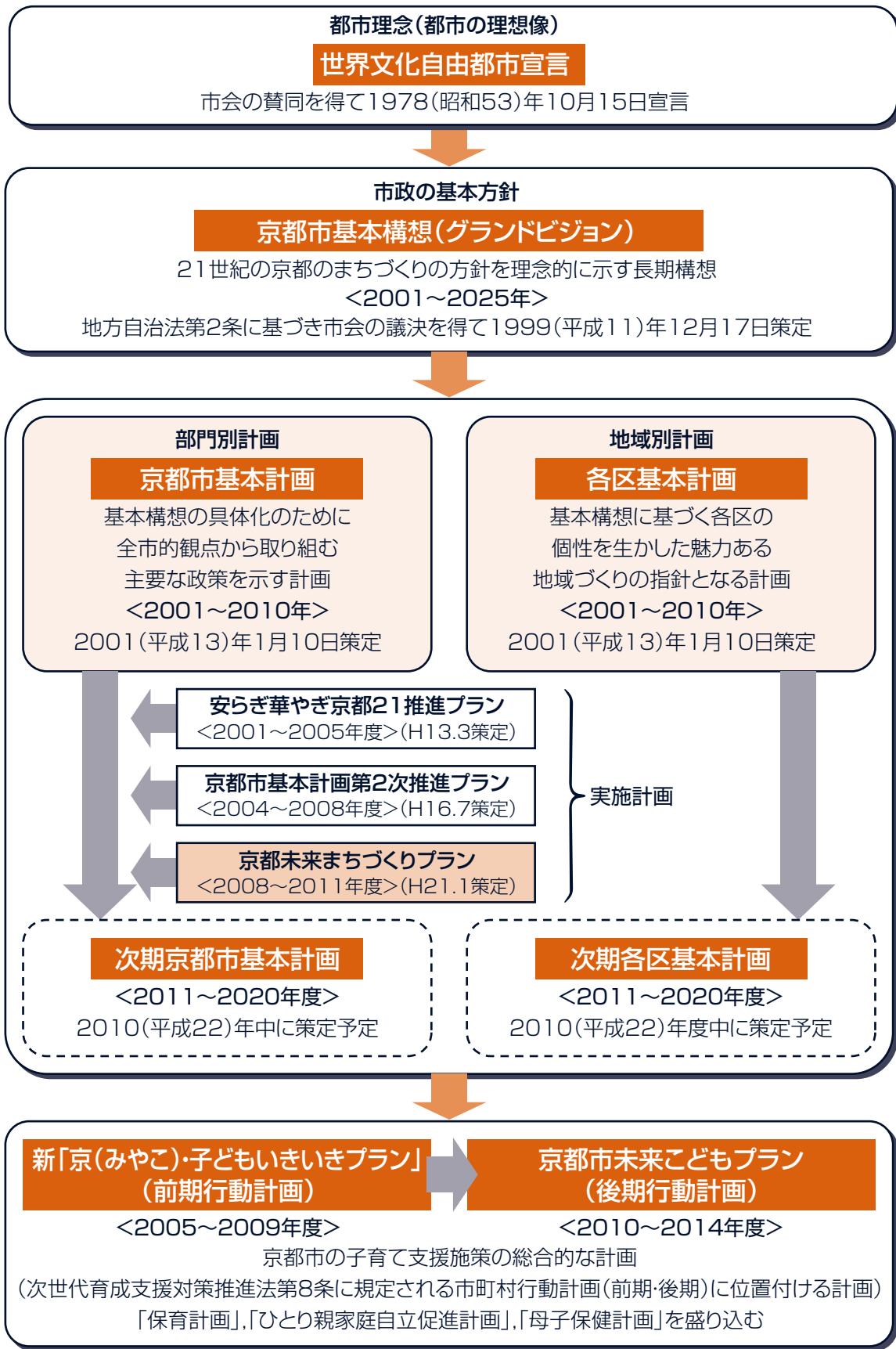
「母子保健計画」：

21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（2000（平成12）年策定）」の趣旨を踏まえて、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画

策定に当たっては、京都未来まちづくりプランや京都市の関連計画等との整合を図るとともに、近く策定が予定されている関連計画の動向を踏まえたものとなっています。

＜関連計画等＞

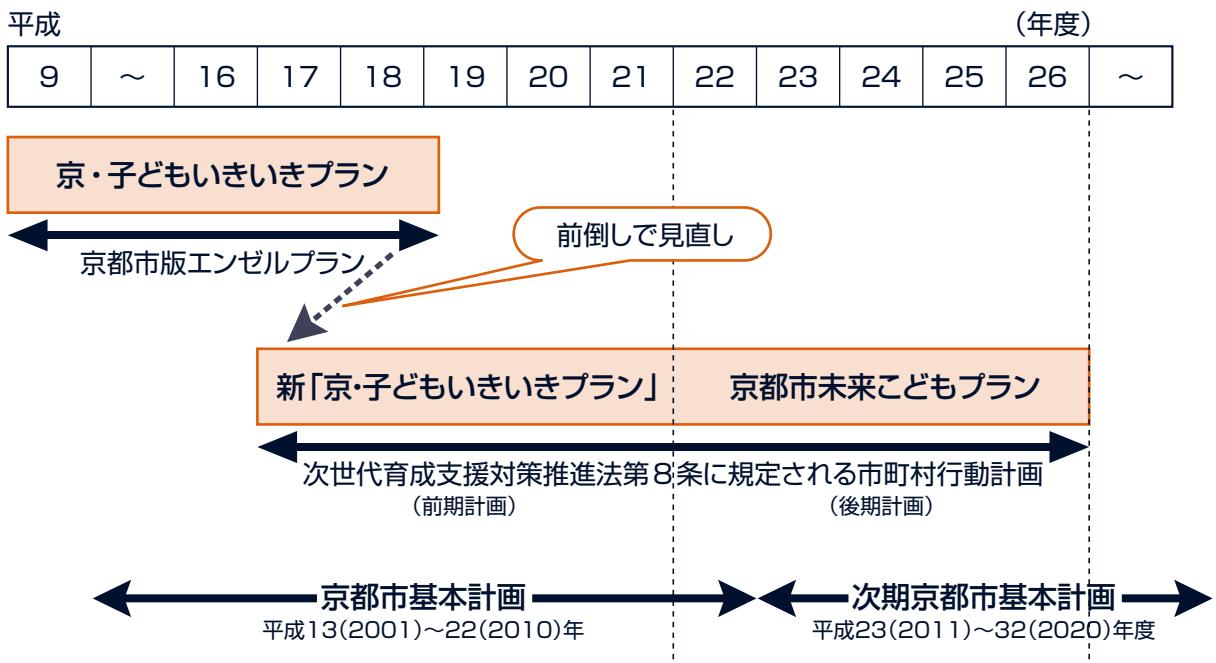
- 各区基本計画
- 京（みやこ）の安心安全ネット総合プラン
- きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）（改定版）
- 京都市ユースアクションプラン（第2次京都市青少年育成計画）（改定版）
- 京都市生活安全基本計画
- 京都市人権文化推進計画
- みやこユニバーサルデザイン推進指針
- 支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（京都市障害保健福祉推進計画）
- 京（みやこ）・地域福祉推進指針
- 京都市民健康づくりプラン
- 京（みやこ）・食育推進プラン
- 京都市住宅マスタープラン
- 京都市生涯学習新世紀プラン



※「京都市基本計画」と「各区基本計画」は、同列の計画として位置付け、「京都市基本計画」は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係のものです。

3 計画期間

この計画の期間は、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間とします。



4 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満とします。



5 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念（計画が目指すまち）

子どもに笑顔 みんなではぐくみ 子育て“きょうかん”都市・京都

～「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、市民みんなで子育てを支え合い、子どもを生み育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育って良かったね」といえるまちづくりを進めます～

(2) 基本方針

基本理念（計画が目指すまち）を実現するため、以下に掲げる基本方針に沿って、子どもの乳幼児期～学童期～思春期にわたる切れ目のない取組を、家庭・地域・企業等に及ぶ総合的な視点で進めます。

基本方針 1

子どもを何よりも大切にし、子どもの最善の利益を追求する

1989（平成元）年11月に国連総会において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、20年が経過しました。日本では、1994（平成6）年4月に批准し、同年5月に発効しており、子どもにかかわる様々な権利が守られるよう施策を推進することが求められます。

子育て支援の取組により最終的に利益を享受するのは子ども自身です。子どもの人権と幸せを第一に考え、子どもにとって最善の利益を追求する取組を進めます。

基本方針 2

仕事と生活の調和を図り、男女が共に子育ての責任を担う社会を構築するなど、子どもを安心して生むことのできる環境をつくる

女性の就労等による社会進出が進んでいるにもかかわらず、子育てや家事は未だに女性がその大部分を担っている実態があります。この状況は、問題視されながらもなかなか改善が進みません。

働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現を図り、男女が子育てを共に担い、支え合う共同

参画社会に向けた取組を促進していくことが必要です。また、子どもを安心して生むことのできる環境づくりには、併せて、保育所や学童クラブ事業などの「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」も必要であり、これらを車の両輪として並行的に進めます。

基本方針 3

施策の「融合」により横断的な取組を進め、市民の皆様との「共汗」を通じた京都の「市民力」、「地域力」を生かして、みんなで子育てを支え合うことのできる風土をつくる

少子化や核家族化が進む中で、子育て家庭が周囲の人たちから子育てについて助言や援助を受けにくく、これから親になる世代は子どもと接する機会が少なくなり、親としての必要な知識、経験などが得にくい状況にあります。

一方、京都は、古くから住民が培ってきた自治の伝統が息づくまちで、近年においても、自治会などの地域の団体が学区単位で主体的に協力し合い、共同の活動が展開されています。

施策の「融合」により、児童福祉、母子保健・医療、教育など各分野の枠組みを越えた横断的な取組を進めるとともに、京都の持つ「市民力」や「地域力」を市民の皆様との「共汗」を通じて最大限に生かして、親が自覚を持って親として育ち、地域の人同士が支援し合える関係、お互いの顔や名前を知り、声をかけ合える関係をつくり、地域のみんなで子育てを支え合うことのできる風土づくりを進めます。

基本方針 4

明日の京都を担う子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図り、「生きる力」をはぐくむことのできる元気なまちをつくる

少子化が進行する中で、地域の活力や経済成長率の低下、社会保障負担の増大など、厳しい将来が予測されており、まちの活力を維持、向上することが課題となっています。子どもを健やかにはぐくむためには、まちの活力が必要です。逆に、子どもや若者が将来に夢持てる元気なまちづくりのためには、それを支える人が必要です。

活力ある元気なまちを目指して、京都の未来を支える子どもたちが、確かな学力を身に付け、心身共に健やかに育ち、豊かな人間性を養い、自分の能力や可能性を信じてたくましく将来を切り拓いていくことができるよう取り組みます。また、その基盤づくりとして、思春期の子どもを含めた親子の健康の確保、増進、事故防止に向けた環境づくりに努めます。そして、長期的な視点に立って、次代の親となる子どもたちの成長、自立を支援して、家庭を持ち子育てをするという生き方に夢や希望があふれる元気なまちづくりを進めます。

6 前プラン(新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」)の概要と取組状況

■ 計画の趣旨・位置付け

2005(平成17)年1月に、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画(前期計画)に位置付けるものとして策定

■ 計画の期間

2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間

■ 計画の対象

すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政など、市内のすべての個人、団体(計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳未満)

■ 基本目標

『いのちと人権をはぐくみ、魅力あふれる未来を創造する子育て支援都市・京都』
～市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、子どもたちが希望を持っていきいきと育ち、子どもを生み育てる喜びを実感できるまちづくりを進めます～

■ 施策概要と取組状況

前プランは、子どもの「いのちと人権」をはぐくむことを基本に、「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」を進め、「身近な地域の子育て支援」を充実する総合的な取組を内容としています。

京都市では、この5年間、児童虐待防止対策など保護が必要な子どもや家庭への支援、子育てと仕事の両立支援を充実する施策に加え、地域の子育て支援、思春期・母子保健、教育、子どもの健全育成などの施策を盛り込んだ前プランに基づき、幅広い分野で総合的に子育て支援を進めてきました。

数値目標を設定した施策の中には、一部目標の達成が見込めないものもありますが、計画期間が終了する2009(平成21)年度末には、前プランに掲げた232施策のすべてについて、「完了」又は「推進中」となる見通しなっています。

この結果、育児支援家庭訪問事業などによる要支援家庭への積極的な支援が図られたほか、仕事と子育ての両立支援においては、保育所整備等により大幅な定員増を確保し、着実な待機児童対策を進めるとともに、一元化児童館についても身近な地域での整備を望む声にこたえて積極的な整備に努め、130館設置の目途が立ちました。さらに、多様な保育需要に対応した延長保育や一時保育など柔軟な保育サービスについても実施箇所の一層の拡大を進めました。また地元に根ざした団体による「子育てサロン」活動なども活発化するなか、「子どもを共に育む京都市民憲章」が制定されるなど、「市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり」は着実に歩を進めています。

しかしながら、依然として父親が子育てにかかわりづらい状況は解消されておらず、ニーズ調査の結果においても、母親の子育ての不安や負担感が大きく、子育てが孤立化している状況が浮き彫りになっています。また、こうした背景などから、児童虐待についても後を絶たない状況が続くなど、前プランの目指した「風土づくり」は未だ道半ばであるといえます。

この計画策定に当たっては、こうした子どもと家庭を取り巻く状況や市民ニーズ等を改めて踏まえたうえで、方策の検討を行いました。

<前プランの進ちょく状況>

平成21年度末(見込)

		「完了」又は「推進中」	「着手前」
施 策 総 数	232	232	0
進 捗 率	100%	100%	0%
うち重点施策	102	102	0
うち推進施策	130	130	0

<数値目標設定施策>

施 策 名	平成16年度	平成21年度	達成率	(21年度) 目標
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)	0箇所	20箇所	100.0%	20箇所
保育所定員	23,865人	24,525人	99.5%	24,650人
延長保育(夜間延長保育含む)	131箇所	179箇所	94.2%	190箇所
一時保育	25箇所	42箇所	100.0%	42箇所
休日保育	2箇所	5箇所	100.0%	5箇所
乳幼児健康診査の充実 1歳6か月児健康診査(受診率)	93.2%	97%	100.0%	97%
一元化児童館 (学童クラブ機能を有した児童館)	101箇所	130箇所	100.0%	130箇所
中高生と赤ちゃんふれあい交流事業	10箇所	30箇所	100.0%	30箇所

※平成21年度数値は、平成22年3月末時点見込み。(ただし、一元化児童館については、整備及び設計着手分を含む。)



※前プランの取組(進ちょく)状況については、毎年度、報告書を作成し、

以下のホームページで公開しています。

■京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html

7 アンケート調査

この計画を策定するに当たり、子育てに関する意識やニーズ、結婚や出産に関する意識などを把握し、子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料として活用するため、以下5つのアンケート調査を実施しました。

① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

対 象	市内の小学校6年生以下の児童の保護者 10,300人 (就学前児童保護者 6,100人、小学生児童保護者 4,200人)
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

② 京都市結婚と出産に関する意識調査

対 象	18歳以上35歳未満の市民 6,500人
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

③ 京都市ひとり親家庭実態調査

対 象	配偶者がいない市民で20歳未満の子がいる市民 5,000人 (母子家庭 3,200人、父子家庭 1,800人)
期 間	2008(平成20)年12月12日(金)～同年12月26日(金)

④ 京都市母子保健に関する意識調査

対 象	乳幼児健康診査(4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児)に来所した保護者 3,906人
期 間	2008(平成20)年10月14日(火)～同年11月30日(日)

⑤ 京都市思春期に関する意識調査

対 象	13歳以上19歳以下の市民 5,000人
期 間	2008(平成20)年10月16日(木)～同年10月28日(火)

※各調査の結果は、以下のホームページで公開しています。

■京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html

■京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0_25.html